

# 熊本県公報

第 1 1 4 3 8 号  
平成 18 年 8 月 2 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 指定居宅サービス事業所の指定 (通所介護)……………(高齢者支援総室) 1
- " (介護予防通所介護)……………( " ) 1
- " (特定福祉用具販売)……………( " ) 2
- " (特定介護予防福祉用具販売)……………( " ) 2
- 熊本県森林地図情報システム構築事業委託……………(森林整備課) 2
- 家畜改良増殖計画……………(畜産課) 3
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧……………(団体支援総室) 8
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………(障害者支援総室) 8
- 熊本県介護休業・育児休業者生活資金貸付制度要項の一部を改正する  
要項……………(労働雇用総室) 9
- 道路の区域変更……………(道路保全課) 9
- 生活保護法による医療機関等の指定……………(社会福祉課) 9
- 生活保護法による医療機関等の廃止……………( " ) 10
- 鶏の改良増殖計画……………(畜産課) 10

**公 告**

- 特定非営利活動法人の設立認証申請……………(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 12
- "……………( " ) 12
- "……………( " ) 12
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………( " ) 13
- 熊本県森林地図情報システム構築事業委託……………(森林整備課) 13
- 味噌漉機の一般競争入札……………(管理調達課) 18
- 換地処分……………(農村整備課) 20
- 熊本県自律移動支援プロジェクト推進委員会の開催……………(企画課) 20

**登 載 依 頼**

- 熊本県障害者施策推進協議会の開催……………(障害者支援総室) 20
- 労働関係調整法第 10 条の規定に基づくあっせん員候補者……………(労働委員会) 21
- OA リーダー及び OA 業務開発要員研修委託に係る一般競争入札の実施  
……………(熊本県警察本部情報管理課) 21

**正 誤**

- 平成 18 年 3 月 31 日付け熊本県公報号外第 22 号の 4 中……………(企業局総務課) 24

## 告 示

### 熊本県告示第 791 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 8 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスやすらぎ 八代市植柳新町一丁目 3 号 6 番地	有限会社やすらぎ	平成 18 年 7 月 19 日

### 熊本県告示第 792 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 8 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスやすらぎ 八代市植柳新町一丁目3号6番地	有限会社やすらぎ	平成18年7月19日

**熊本県告示第 793 号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成18年8月3日

熊本県知事 潮谷 義子

**【特定福祉用具販売】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
有限会社後藤住設 熊本市川尻一丁目3番24号	有限会社後藤住設	平成18年8月1日

**熊本県告示第 794 号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成18年8月2日

熊本県知事 潮谷 義子

**【特定介護予防福祉用具販売】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
有限会社後藤住設 熊本市川尻一丁目3番24号	有限会社後藤住設	平成18年8月1日

**熊本県告示第 795 号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成18年8月2日

熊本県知事 潮谷 義子

## 1 調達する特定役務の名称等

## (1) 名称

熊本県森林地図情報システム構築事業委託

## (2) 概要

熊本県森林地図情報システムの設計及び開発を委託する。

## 2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

## 3 入札参加資格を得るための申請方法等

## (1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

## (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課資格審査班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581

## (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成18年8月2日（水）から平成18年8月21日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

## (4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

## (5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成19年9月30

- 日までとする。  
 (6) 有効期間の更新手続  
 前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 19 年 7 月 1 日から平成 19 年 7 月 31 日まで行う。

熊本県告示第 796 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づき、平成 27 年度を目標とする家畜改良増殖計画を次のとおり定めたので公表する。

平成 18 年 8 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 乳用牛

(1) 基本的考え方

生産コストの低減等による酪農経営の安定と、牛乳・乳製品の安定供給を図るためには、遺伝的多様性を確保しつつ、能力・体型の改良を進める必要がある。  
 このため健康な牛によって安全な生乳生産が行われることを基本に、更新産次の延長等生涯生産性の向上に努めるものとする。  
 また、改良の推進及び安定的な生乳生産の確保のためには、改良・生産基礎として一定の頭数の確保が必要である。  
 なお、ジャージー種についても、品種の特性を活かした改良を進めることにより、乳量乳質の確保及び生涯生産性の向上に努めるものとする。  
 以上の考え方に基づき、改良増殖に関する目標を次のとおりとする。

(2) 改良目標

ア 能力

(ア) 泌乳能力

乳量及び乳成分、特に無脂乳固形分のうち乳蛋白質率の向上に努めるものとする。

(イ) 繁殖能力

育成時の適正な飼養管理により十分な発育を促しつつ、初産月齢の早期化に努める。

また、分娩間隔については、発情観察、乾乳期の飼養管理等により、空胎期間の適正化を図るものとする。

能力に関する目標数値

	品種	乳量	乳成分			初産月齢
			乳脂率	無脂固形	乳蛋白	
		(kg)	(%)	(%)	(%)	(か月)
現 在	ホルスタイン	7,600	3.8	8.8	3.2	27
	ジャージー	5,900	4.9	9.4	3.9	26
目 標 (平成 27 年度)	ホルスタイン	8,400	3.8	8.8	3.3	25
	ジャージー	6,500	5.0	9.5	4.1	25

泌乳能力は、搾乳牛 1 頭当たり 305 日、2 回搾乳の場合のものである。

イ 体型

飼養環境に適した体型の斉一化及び体各部の均衡を図ることとする。特に、長命性との関係が明らかな乳器と肢蹄の改良を重視し、生涯生産性の向上を図ることとする。

ウ 改良手法

(ア) 検定の普及・定着及び充実強化

牛群検定は、個体の能力を把握し、牛群の斉一性を図ることで、それぞれの経営に則した牛群を整備する有効な手法であり、本県の乳用牛全体の能力向上につながるものである。また、牛群検定から得られる情報は、消費者の関心が高まっている生産段階の情報としても有用なものである。このため、牛群検定参加促進のための環境整備を行い、牛群検定の加入率の向上に努め、あわせて、普及・指導体制の強化を推進し、牛群検定の更なる普及を図ることとする。

後代検定については、血縁及び体型データ収集の充実強化、計画に沿った検定娘牛の確保、国内遺伝資源の効率的かつ高度な活用を図ることとする。

(イ) 効率的な改良体制の構築

国レベルで実施する牛群検定、後代検定、登録事業及び体型審査を一体的に捉え、酪農関係者全体の取組として永続的に実施していくためには、能力情報、血縁情報及び受精情報を連結した家畜個体識別システム等の活用積極的に協力していく。

(ウ) DNA 解析、雌雄判別等新技術の活用

DNA 解析技術等を用いた遺伝的劣形質及びその保因牛の特定、雌雄判別技術等を用いた種畜の効率的生産等を推進する。

エ その他

- (ア) 遺伝的能力を発揮させるための飼養管理等  
牛群の能力水準や、労働条件、設備投資に必要なコスト、飼養環境の快適性にも配慮しつつ、遺伝的能力を発揮させるため、飼料給与、疾病予防対策、搾乳時の衛生管理等の飼養管理技術の向上を図ることとする。  
また、検定による能力情報や登録による血縁情報に基づく適正交配を推進する。
- (イ) 生涯生産性に関する新たな技術等  
生涯生産性の向上を図るため、粗飼料利用性、繁殖性、抗病性等を考慮しつつ、生涯生産性に関する泌乳期ごとの適切な飼養管理技術を確立する。
- (ウ) 講習会及び共進会等の開催等  
乳用牛の改良増殖を推進するため、講習会及び共進会等の開催等について積極的に推進するものとする。

(3) 増殖目標

本県の乳用牛改良基盤を維持するとともに、牛乳・乳製品の需要動向に即した生産を行うことを旨として頭数の目標を設定する。  
特に、牛群検定情報を活用した乳用雌牛の選択的利用の推進、雌雄判別技術等を用いた優良後継牛の効率的生産及び確保を図ることとする。  
頭数の目標については、以下のとおりとする。

総頭数	52 千頭
うち 2 歳以上の雌牛頭数	39 千頭

2 肉用牛

(1) 基本的考え方

我が国では今後も牛肉の消費は増加すると見込まれ、このため生産コストの低減を進めるとともに、食品の安全性に答えるトレーサビリティ制度を活用しながら国産牛肉の安定的供給を図る。

ア 肉専用種

品種の特性に応じた改良をすすめることとし、脂肪交雑に配慮しつつ、増体性や飼料利用性の向上を目指した遺伝的能力の向上及び飼養管理の改善により生産コストの低減、品質の高位平準化を図る。

また、初産月齢の早期化、分娩間隔の短縮、人工授精の受胎率向上など繁殖能力の向上を図る。

さらに、肉専用種の牛肉は、「おいしさ」に係る消費者ニーズが高いことから、高品質の牛肉を供給する必要があるとあり、雌小牛の保留・導入及び繁殖用成雌牛の導入による増頭（繁殖経営の規模拡大）等により繁殖基盤を拡充する。

イ 乳用種・交雑種

乳用種及び交雑種については、より短い期間で生産効率を高める飼養管理の改善を図る。

(2) 改良目標

ア 能力

(ア) 種雄牛の能力

a 脂肪交雑に配慮しつつ、増体性や飼料利用性等の遺伝的能力の向上に努めるものとする。

b 広域後代検定事業のフィールド検定への移行に伴い、これまで実施してきた間接検定と併せて、遺伝的な能力評価を示す指標を掲げ、種雄牛の産肉能力向上に努めるものとする。

種雄牛の産肉能力に関する間接検定目標数値（県平均）

	品種	1 日平均 増体量	1 kg 増体 当たり TDN	脂肪交雑 (BMS No.)
		(kg)	(kg)	
現 在	褐毛和種	1.05	6.3	7.1
	黒毛和種	0.92	6.3	9.3
目 標 (平成 27 年度)	褐毛和種	1.10	5.7	8.0
	黒毛和種	0.97	6.1	9.5

注：黒毛和種の目標年度は平成 19 年度。

種雄牛の産肉能力に関する育種価向上値目標数値

	品種	日齢枝肉重量	脂肪交雑
		(g)	(BMS No.)
現 在	褐毛和種	0 (560)	0 (3.3)
	黒毛和種	0 (474)	0 (5.6)
目 標 (平成 27 年度)	褐毛和種	+ 56.5	+ 1.1
	黒毛和種	+ 22.7	+ 1.3

1) 育種価向上値

親牛がその子に及ぼす遺伝的能力向上効果のことであり、基準年 = 0 として算出されるもの。平成 27 年度の目標数値は、同年に評価される種雄牛のうち直近年度に生産された種雄牛の数値（育種価）と基準年（平成 8 年度）に生まれた種雄牛の数値（育種価）の差である。

2) 日齢枝肉重量

増体性に係る指標であり、次の式により算出される。

$$\text{日齢枝肉重量} = \frac{\text{肥育牛の枝肉重量}}{\text{と畜時日齢}}$$

3) 現在の欄の ( ) 内は、枝肉情報として収集した値の平均である。

4) 黒毛和種については全国平均値を準用している。

(イ) 雌牛の能力

a 繁殖能力及びほ育能力に優れ、強健で粗飼料利用性及び放牧適性の高いものとし、1 年 1 産を目指して生産率の向上に努めるものとする。

b 育成時の適正な飼養管理により十分な発育を促進しつつ、初産月齢の早期化に努めるものとする。

c 遺伝的能力評価に基づく産肉能力の向上に努めるものとする。

繁殖能力に関する目標数値（県平均）

	初産月齢	分娩間隔
現在	(か月) 24.9	(か月) 13.0
目標 (平成 27 年度)	24	12.5

(ウ) 肥育牛の能力

a 部分肉歩留まりの高い良質な牛肉の安定的生産を図るため、品種特性に応じた肉質を考慮した肥育期間の短縮を図るとともに、個体の能力に応じた効率的な肥育に努めるものとする。

b 肥育終了時月齢の早期化を図るため、繁殖経営においては肥育もと牛の早期出荷に努めるとともに、肥育経営においては肥育もと牛の導入月齢の早期化に努めるものとする。

去勢肥育牛の能力に関する目標値

	品種	肥育開始時		肥育終了時		枝肉重量	1 日平均増体量
		月齢	体重	月齢	体重		
現在	褐毛和種	9.4	305	25	755	470	0.95
	黒毛和種	9.3	280	29	715	444	0.73
	乳用種	6.0	260	20	740	425	1.13
	交雑種	7.0	260	26	750	465	0.85
目標 (平成 27 年度)	褐毛和種	8.0	270	23	750	470	1.05
	黒毛和種	8.0	265	27	730	455	0.81
	乳用種	6.0	270	19	760	440	1.24
	交雑種	6.5	260	25	770	475	0.91

イ 体型

(ア) 成雌牛については、繁殖性を向上させるため、適度な体積のものとし、過大や過肥は避けるものとする

成雌牛の体型に関する目標数値（県平均）

	品種	体高	胸囲	かん幅	体重
現在		(cm)	(cm)	(cm)	(kg)
現在	褐毛和種	133	192	49	557
	黒毛和種	130	185	47	465
目標 (平成 27 年度)	褐毛和種	134.0	200	50	600
	黒毛和種	130.5	187	48	480

1) 数値は、成熟時（36 か月齢以上）の雌牛のものである。

2) 体重は、適度な栄養状態にある雌牛のものである。ただし、分娩前後を除く。

(イ) 肥育もと牛については、肥育段階での飼い直しによる非効率な肥育方法を改めるため、過肥は避け、体幅体深及び肋張りに富み、背線が強く肢蹄が強健なもの

- とする。
- ウ 改良方法
- (ア) 遺伝的能力評価に基づく計画交配により、広域的な後代検定による産肉能力評価に基づく優れた種雄牛の作出と有効利用に努めるものとする。
  - (イ) 産子の枝肉情報と血縁情報に基づく産肉能力の遺伝的能力評価による改良基礎雌牛群の整備、優良雌牛の増殖等を推進するとともに、繁殖雌牛及び種雄牛の繁殖能力に係る遺伝的能力評価の活用を努めるものとする。
  - (ウ) 特に、褐毛和種については本県固有の遺伝資源であることから、遺伝的特徴を有する多様な育種資源の確保・利用を図るとともに、健全な系統分布に配慮した計画的な交配に努めるものとする。
  - (エ) 優良種牛の効率的な生産、利用を図るため、各種生産情報の収集・分析体制を整備するとともに、DNA 解析、受精卵移植を活用した育種手法の導入に努めるものとする。
  - (オ) 繁殖能力の向上を図るため、適正な栄養管理、適度な運動の実施、確実な発情発見及び適期授精に努めるものとする。

- エ その他
- (ア) 遺伝的能力を十分に発揮させるため、子牛への十分な粗飼料給与及び子牛の事故率低下に努めるとともに、飼養環境の快適性にも配慮した飼養管理を推進する。  
また、繁殖雌牛における放牧の利用、耕畜連携等による粗飼料の利用を推進する。
  - (イ) 遺伝的不良形質の保有状況等については、経済的損失等に即した交配指導など適切な対処及び情報公開を図るとともに、遺伝的不良形質の早期発見、検査技術等の早期確立に努めるものとする。
  - (ウ) 講習会及び共進会等の開催等  
肉用牛の改良増殖を推進するため、講習会及び共進会等の開催等について積極的に推進するものとする。

- (3) 増殖目標
- 牛肉の需要動向に即して生産を拡大することを旨として頭数目標を設定する。特に、遺伝的能力評価に基づく優良な繁殖雌牛の増頭を図るとともに、乳用後継牛の生産による支障を来さない範囲内で、乳用雌牛の選択的利用による、体外・体内受精卵移植を活用した遺伝的能力の高い肉専用種子牛の増頭及び交雑種生産の推進を図ることとする。
- 頭数の目標については、以下のとおりとする。
- |        |        |
|--------|--------|
| 総頭数    | 160 千頭 |
| うち肉専用種 | 99 千頭  |
| 乳用種等   | 61 千頭  |

3 豚

- (1) 基本的考え方
- 国際化の進展等に対応した豚肉生産を推進するため、純粋種豚、肥育もと豚生産用母豚、肥育豚のそれぞれにおいて、繁殖能力、産肉能力等の生産性ととも肉質等の品質の向上を図り、特長ある豚肉の生産に向けた改良を推進するものとする。
- (2) 改良目標
- ア 能力
- (ア) 純粋種豚については、各品種の特長に応じた能力の向上に努めるとともに、肉質改良については、ロース芯筋内脂肪含量等に留意しつつ、改良を推進するものとする
- 純粋種豚の能力に関する目標数値（県平均）

		繁殖能力		産肉能力			
		育成頭数	子豚 総体重	1日平均 増体重	飼料 要求率	背腰 (ロース) の太さ	背脂肪 の厚さ
		(頭)	(kg)	(g)		(cm)	(cm)
現 在	ランドレース	9.8	58	900	3.0	37	1.7
	大ヨークシャー	10.0	57	900	3.1	38	1.7
	デュロック	8.6	48	880	3.1	39	1.8
目 標 (平成 27 年度)	ランドレース	10.5	63	900	3.0	37	1.7
	大ヨークシャー	10.6	63	910	3.0	38	1.7
	デュロック	9.4	53	930	3.0	41	1.8

- 1) 繁殖能力の数値は、分娩後 3 週時齢時の母豚 1 頭当たりのものである。
- 2) 産肉能力の数値は、雄豚の産肉能力検定（直接検定）のものである。
- 3) 1 日平均増体重及び飼料要求率の数値は、体重 30kg から 105kg までの間のものである。
- 4) 背腰（ロース）の太さ及び背脂肪層の厚さは、体重 105kg 到達時における体長 2 分

の 1 部 位 の も の で あ る。

(イ) 肥育もと豚の効率的な生産を図るため、連産性等繁殖能力の優れた母豚の生産に努めるものとする。

肥育もと豚生産用母豚の能力に関する目標数値（県平均）

	一腹当たり 生産頭数	育成率	年間分娩回数	一腹当たり 年間離乳頭数
現 在	(頭) 10.3	(%) 90	(回) 2.1	(頭) 19.5
目 標 (平成 27 年度)	10.8	93	2.3	23.1

注：育成率は離乳時のものである。

(ウ) 脂肪量が適度な良質で、斉一性の高い豚肉の生産とともに、飼料の利用性の向上を図るため、品種等の特性に応じた効率的な肥育により適正な日齢及び体重での出荷に努めるものとする。

肥育豚の能力に関する目標数値（県平均）

	出荷日齢	出荷体重	飼料要求率
現 在	(日) 200	(kg) 110	3.0
目 標 (平成 27 年度)	180	113	2.9

イ 体型

能力の向上を支えるため、強健で肢蹄が強く、発育に応じて体各部の均称がとれ、供用年数が長く飼養管理が容易なものとする。

ウ 改良手法

(ア) 本県の生産農家における利益の向上を目標に、能力検定の実施と遺伝的能力評価に基づく種豚の選抜及び利用を図るものとする。

(イ) 育種素材として多様な特性を有する純粋種豚の維持・確保及び安定供給体制の整備に努めるものとする。

(ウ) 高品質な豚肉の生産を行うため、独立行政法人家畜改良センター、関係する各都道府県、民間と広域的に連携し、能力及び斉一性の高い系統及び優良種豚群の造成を図るとともに適正な交雑利用の推進に努めるものとする。

(エ) 肉質改良（ロース芯筋内脂肪含量等）及び肢蹄の強健性向上に係わる形質の評価手法の向上に努めるものとする。

(オ) 種豚の効率的な改良等に資するため、人工授精、DNA 解析及び受精卵移植等新技術の利用に努めるものとする。

エ その他

(ア) 遺伝的能力を十分発揮させるとともに、消費者の安全・安心に対する関心の高まりを踏まえた適切な飼養・衛生管理の徹底により、改良の推進及び生産性の向上に努めるものとする。

(イ) 食品残さ等未利用資源の利用を促進するため、飼料化のための低コスト技術の開発やその普及・定着に努めるものとする。

(ウ) 講習会及び共進会等の開催等種豚の改良増殖を推進するため、講習会及び共進会等の開催等についても積極的に推進するものとする。

(3) 増殖目標

豚肉の需要動向に即した生産を行うことを旨として、総頭数は 285 千頭とする。

4 馬

(1) 基本的な考え方

農用、競走用、乗用等それぞれの用途に応じ、遺伝的能力を改良する。あわせて生産育成技術等の飼養管理の改善、特に馴致及び調教技術の向上に努めることとする。

(2) 改良目標

ア 能力及び体型

(ア) 農用馬

a 強健性の向上を図るとともに、環境適応性が高く、温順で粗飼料の利用性の高いものとする。

また、早熟で繁殖能力、ほ育能力の高いものにする。

b 体幅及び体長が適度で、体各部の均称の良いものにし、産肉量の向上を図るものとする。

繁殖能力に関する目標数値（県平均）

	繁殖開始	生産率

現 在	(才) 2 ~ 3	(%) 62
目 標 (平成 27 年度)	2	65

注：生産率 =  $\frac{\text{本年産子数}}{\text{前年種付け頭数} - \text{受胎未確認頭数}} \times 100$

- (イ) 競走用馬  
丈夫で、競走能力の高いものにする。
- (ウ) 乗用馬  
強健性の向上を図るとともに性格が温順で動きの軽快な乗りやすいものにする。  
特に競技用馬にあつては、運動性に富み、飛越力、持久力等に優れたものにする。
- イ 改良手法
- (ア) 農用馬
  - a ブルトン種、ペルシュロン種等優良純粋種の維持確保については、凍結精液提供等の関係機関の協力を得ながら、その適切な利用に努めるものとする。  
また、優良種雄馬の広域利用による改良の推進及び人工授精技術（凍結精液の活用を含む）の改善とその普及に努めるものとする。
  - b 産肉能力の評価方法の開発等を行い、その活用に努めるものとする。
  - c 飼養管理技術、特に繁殖技術の改善、普及に努めるものとする。
- (イ) 競走用馬  
優良な国内外の種雄馬及び繁殖雌馬の確保と適切な利用に努めるとともに、競走成績による能力評価法の活用に努めるものとする。
- (ウ) 乗用馬  
競技用の生産に当たっては、競技用としての適性に優れた種雄馬及び繁殖雌馬を確保し、その適切な利用に努めるものとする。  
また、優良種雄馬の広域利用による改良の推進及び人工授精技術（凍結精液の活用を含む）の改善とその普及に努めるものとする。
- ウ 講習会及び共進会等の開催等  
種馬の改良増殖を推進するため、講習会及び共進会等の開催等について積極的に推進するものとする。
- (3) 増殖目標  
飼養頭数については、農用、競走用、乗用等それぞれの需要動向に応じた頭数となるよう努めるものとする。

**熊本県告示第 797 号**

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項の同意を求め、漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による事前の届出があつたので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 18 年 8 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名 称  
天草町加入区
- 2 発起人の住所及び氏名  
天草市天草町高浜南 5770 番地 川崎 幸夫  
天草市天草町大江 7400 番地 野端 澄敏  
天草市天草町大江軍浦 1258 番地 里見 博光
- 3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合  
天草漁業協同組合
- 4 縦覧期間  
平成 18 年 8 月 2 日から平成 18 年 8 月 16 日まで
- 5 縦覧場所  
天草漁業協同組合

**熊本県告示第 798 号**

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成 18 年 8 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類



児童デイサービス第二パス テール 球磨郡あさぎり町上北 1855 番地	有限会社 パステール 球磨郡錦町大字一武 2659 番 地 24 星原 光典	平成 18 年 7 月 19 日	43000300218129	児童デイ サービス
--	---	---------------------	----------------	--------------

**熊本県告示第 799 号**

熊本県介護休業・育児休業者生活資金貸付制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 18 年 8 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県介護休業・育児休業者生活資金貸付制度要項の一部を改正する要項  
熊本県介護休業・育児休業者生活資金貸付制度要項（平成 6 年熊本県告示第 380 号）の  
一部を次のように改正する。

- 第 8 条第 3 号中「1.3%」を「1.2%」に改める。
- 第 8 条第 4 号中「1 年」を「1 年 6 箇月」に改める。

附 則

- この要項は、告示の日から施行する。
- 改正後の第 8 条第 3 号の規定は、この要項の施行の日以後の貸付けに係る貸付利率について適用し、同日前の貸付けに係る貸付利率については、なお従前の例による。

**熊本県告示第 800 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 8 月 2 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 8 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	清和高森 線	上益城郡山都町菅尾字前  88 番 1 地先から  同 所  82 番 2 地先まで	前	5.3 ～ 18.9	230	単道改
			後	9.7 ～ 27.8	230	

2 区域を変更する期日 平成 18 年 8 月 2 日

**熊本県告示第 801 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療機関等を次のように指定した。

平成 18 年 8 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6010229	守安外科医院	守安 眞佐也	八代市鏡町鏡 169	平成 18 年 5 月 6 日
6200059	南豊崎ひふ科診療所	古木 春美	宇城市松橋町南豊崎 894	平成 18 年 6 月 1 日
6410047	かとう整形外科 光の森	加藤 悌二	菊池郡菊陽町津久礼 3262-1	平成 18 年 6 月 1 日
6010230	みやもと泌尿器 科クリニック	医療法人社団純 幸会	八代市永碓町 1263	平成 18 年 6 月 1 日
6710032	宮島医院	宮島 伸治	葦北郡芦北町佐敷 348-1	平成 18 年 4 月 1 日

## 〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6034043	圭介歯科・矯正 歯科	中村 圭介	荒尾市原万田六反田 615-6	平成 18 年 6 月 1 日

## 〔薬局〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
0000991	医療センター前 薬局	株式会社ミュキ メディカル	下益城郡富合町平原 387-2	平成 18 年 5 月 1 日

## 熊本県告示第 802 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関から廃止の届出があった。

平成 18 年 8 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
6650008	守安外科医院	守安 徹也	八代市鏡町鏡 169	平成 18 年 5 月 6 日
6030039	足達産婦人科医 院	足達 豊政	荒尾市大島 21	平成 18 年 3 月 31 日
6710004	宮島医院	宮島 孚	葦北郡芦北町大字佐敷 348-1	平成 18 年 3 月 31 日

## 〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6084014	山本歯科医院	医療法人慈心会	天草市牛深町 2061-16	平成 18 年 5 月 14 日
6034029	辻芳郎歯科クリ ニック	辻 芳郎	荒尾市原万田字八反田 615-6	平成 18 年 5 月 12 日

## 熊本県告示第 803 号

平成 27 年度を目標とする鶏の改良増殖計画を次のとおり定めたので公表する。

平成 18 年 8 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 基本的考え方

- (1) 低コスト生産を推進していく上で重要な形質である卵用鶏の産卵能力、肉用鶏の産肉能力等の経済形質に関する遺伝的能力の更なる向上を図るものとする。
- (2) 消費者ニーズに対応していく上で重要な形質である卵用鶏の卵質、肉用鶏の肉質の改良を図るものとする。  
また、併せて、品質に関する統一的な評価・改良手法の利用を進めるものとする。
- (3) 消費者ニーズに対応した特長ある鶏の作出のため、在来鶏等の利用を進めるものとする。
- (4) 適正な飼養・衛生管理の推進によって、鶏の遺伝的能力を十分に発揮させ、併せて、消費者に対する安全・安心な鶏卵、鶏肉生産の確保に努めるものとする。

## 2 改良目標

卵用鶏及び肉用鶏は、3 又は 4 の系統を組み合わせて作出されるものであり、各系統の特長が様々であることから、その総合能力に関する目標を定め、改良を推進するものとする。

## (1) 卵用鶏

## ア 能力

- (ア) 日産卵量、飼料要求率等の改善を図り、総合的な経済性を高めることに努めるものとする。
- (イ) 消費・流通ニーズに対応するため、次の点に留意しつつ、卵質の改良を推進するとともに、卵重については現状程度とする。  
また、産卵期間を通じて安定した品質の卵が生産されるよう努めるものとする。
  - a 生産・流通段階での破卵の発生の低減を図るため、卵殻強度の改良を図る。
  - b 消費者ニーズに対応した卵殻色、ハウユニット<sup>(注)</sup>、肉斑・血斑等の改良を図る。
- (ウ) 育成率及び生存率については、疾病に対する遺伝的な強健性の付与、飼養・衛生管理の改善等により、向上に努めるものとする。
- (エ) 産卵初期における卵重の増加を図るものとする。

注：ハウユニット

鶏卵の鮮度を判定する指標として示されるもので、次式により計算される。

$$100 \log (H - 1.7 W^{0.37} + 7.6)$$

Hは割った卵の卵白の高さ (mm)、Wは卵重 (g)

産卵鶏の能力に関する目標数値 (県平均)

	産卵率	卵重量	日産卵量	50%産卵日 齢	飼 料 要求率
現 在	(%) 83	(g) 63	(g) 52	(日) 149	2.2
目 標 (平成 27 年度)	84	63	53	147	2.1

注：産卵率、卵重量、日産卵量及び飼料要求率は、それぞれ鶏群の 50% 産卵日齢に達した日から 1 年間における数値である。

イ 改良手法

(ア) 特長ある系統の造成に努め、これを利用した卵用鶏の組織的な作出及び普及を促進するものとし、国、関係する都道府県及び民間等、関係機関との広域的な連携を強化するものとする。

(イ) DNA 解析技術を利用した改良手法及び卵質等の品質に関する評価手法の利用を推進し、効率的な改良に資するものとする。

ウ その他

消費者にとって安全・安心な鶏卵生産を確保する観点から、種鶏・ふ卵及び鶏卵生産段階での適切な飼養・衛生管理の徹底に努めるものとする。

(2) 肉用鶏

ア 能力

(ア) 産肉性、飼料要求率等の改善を図り、総合的な経済性を高めることに努めるものとする。

(イ) 母系種鶏の繁殖能力の向上に努めるものとする。

(ウ) 肉質の改良については、消費・流通ニーズに配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

a 腹腔内脂肪量の減少を図りながら、産肉性の向上に努めるものとする。

b 食味に関する形質等の改良の推進に努めるとともに、飼養管理の改善により肉質の向上及び斉一化に努めるものとする。

(エ) 育成率については、疾病に対する遺伝的な強健性の付与、飼養・衛生管理の改善等により、向上に努めるものとする。

肉用鶏の能力に関する目標数値 (県平均)

	種類	体重	育成率	飼 料 要求率	出荷日齢
現 在	ブロイラー	(g) 2,600	(%) 97	1.9	(日) 49
	在来鶏を活用した肉用鶏	3,600	93	3.8	126
目 標 (平成 27 年度)	ブロイラー	2,700	98	1.9	49
	在来鶏を活用した肉用鶏	3,600	96	3.5	112

1) 在来鶏は、天草大王としている。

2) 体重は、雄雌の出荷日齢時の平均体重である。

3) 育成率 =  $\frac{\text{出荷日齢時における生存羽数}}{\text{鶏群のえ付け羽数}}$

4) 飼料要求率 =  $\frac{\text{え付けから出荷日齢までの期間に消費した飼料重量}}{\text{出荷日齢時における体重}}$

イ 改良手法

(ア) 特長ある系統の造成に努め、これを利用した肉用鶏の組織的な作出及び普及を促進するものとし、国、関係する都道府県及び民間等、関係機関との広域的な連携を強化するものとする。

(イ) 在来鶏等を利用した特長のある鶏の作出に当たっては、繁殖性・肉質等の能力検定を行うものとする。

(ウ) DNA 解析技術を利用した改良手法及び鶏肉の品質に関する評価手法の利用を推進し、効率的な改良に資するものとする。

ウ その他

消費者にとって安全・安心な鶏肉生産を確保する観点から、種鶏・ふ卵及び鶏肉生

産段階での適切な飼養・衛生管理の徹底に努めるとともに、抗生物質及び抗菌製剤に頼らない特別飼育技術の確立・利用の推進に努めるものとする。

## 3 増殖目標

## (1) 卵用鶏

鶏卵の需要動向に即した生産を行うことを旨として、飼養羽数は 3,000 千羽とする。

## (2) 肉用鶏

鶏肉の需要動向に即した生産を行うことを旨として、飼養羽数は 2,840 千羽とする。

公 告
-----

**熊本県公告第 586 号**

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 8 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 申請年月日

平成 18 年 7 月 13 日

## 2 名称

NPO 法人上益城きぼうの家

## 3 代表者の氏名

緒方 省吾

## 4 主たる事務所の所在地

上益城郡山都町下馬尾 298 番地 4

## 5 定款に記載された目的

この法人は、障害者を中心に高齢者や子育てに渡る、広範な人に対するサービスを提供することで、相互のつながりを深めコミュニティ形成を促進することにより、地域社会の公益に寄与することを目的とする。

**熊本県公告第 587 号**

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 8 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 申請年月日

平成 18 年 7 月 13 日

## 2 名称

NPO 法人阿蘇きぼうの家

## 3 代表者の氏名

平 武徳

## 4 主たる事務所の所在地

阿蘇市内牧 205 番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、ノーマライゼーションの理念のもと、地域で生活する精神障害者の社会参加の機会を増やし、自立と共生の社会を実現するため、精神保健福祉の普及・啓発活動に関する事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

**熊本県公告第 588 号**

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 8 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 申請年月日

平成 18 年 7 月 14 日

## 2 名称

特定非営利活動法人武蔵ヶ丘高齢者生活サポートセンター

## 3 代表者の氏名

白根 和幸

## 4 主たる事務所の所在地

菊池郡菊陽町津久礼 3566-21

## 5 定款に記載された目的

この法人は武蔵ヶ丘地区および、その周辺地域に居住する高齢者の将来に亘る安心、

安全で健康的な在宅生活を支援するため、日常的な交流を通して、地域に密着した福祉サービス事業を展開するとともに、この活動を実践していく中で、家庭内引き篭もりや就労、就学意欲の無い若者に働く喜び、学ぶ喜びと自信を身に付けさせ、社会進出の契機を与えることを目的とする。

#### 熊本県公告第 589 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 8 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
平成 18 年 7 月 13 日
- 2 名称  
特定非営利活動法人カサ・チコ
- 3 代表者の氏名  
三山 哲也
- 4 主たる事務所の所在地  
熊本市秋津町秋田 3339 番地 12
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、障害者及び要援護者に対して通所援護事業、介護サービスに関する事業及び子育て支援に関する事業等を行なうことにより福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### 熊本県公告第 590 号

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり総合評価一般競争入札に付する。

平成 18 年 8 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 委託業務の名称  
熊本県森林地図情報システム構築事業委託
  - (2) 概要  
熊本県森林地図情報システムの設計及び開発を委託する。
  - (3) 委託業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり。
  - (4) 委託期間  
契約締結の日から平成 19 年 3 月 30 日まで
  - (5) 入札方法
    - ア 入札金額は、熊本県森林地図情報システム構築事業委託に要する費用とする。
    - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
    - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
    - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者  
入札参加に当たっては、次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。
  - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として業務委託等（17）情報処理業務（①情報システム全般の設計、開発、維持管理）に登録された者であること。
  - (2) 行政、法人又は企業のいずれかにおいて、過去 5 年以内に情報システム開発業務委託を締結した実績を有するものであること。
  - (3) 行政、法人又は企業のいずれかにおいて、当該システムと同種又は同等のシステムに係る開発業務実績を有するものであること。
  - (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
  - (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

- (7) 5 の (3) のアの時点において熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、2 の (2) 及び (3) の資格要件の確認を行うため、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間  
平成 18 年 8 月 2 日（水）から平成 18 年 8 月 31 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所  
4 に記載のとおり
- (3) 提出方法  
4 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
熊本県農林水産部森林整備課森林計画班（熊本県庁行政棟本館 10 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-383-1111 内線 5622 ダイヤルイン 096-333-2434
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成 18 年 8 月 2 日（水）から平成 18 年 8 月 21 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
イ 交付場所  
4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成 18 年 9 月 12 日（火）午後 2 時から  
イ 場所  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 10 階 1001 会議室  
ウ その他  
開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又は代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に係りのない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (4) 入札書及び提案書の提出方法  
5 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 18 年 9 月 11 日（月）午後 5 時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (4) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入

- 札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条の規定に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
- ア 予定価格の制限の範囲内の入札価格による有効な入札書を提出した者にあつては、総合評価のための提案書について、イ、ウの方法により評価を行う。
- イ 総合評価のための提案書については、別記「評価基準」に基づき技術点を与える（満点 750 点）。
- ウ 入札価格については、「 $320 \text{ 点} \times (1 - \text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格})$ 」により点数化し、価格点を与える。
- エ 上記ア及びイにより算出された技術点、価格点の合計点数が最も高い者を落札者とす。なお、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者であっても落札者とならない場合がある。
- オ 技術点及び価格点の合計点数の最も高い者が 2 者以上あるときは、技術点が最も高い者を落札者とし、それでも同点の場合は、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじ引きに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 最低制限価格  
設定しない。
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否  
要
- イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 7 Summary

- (1) Subject matter of the contract:  
Forestry Map Information System for Kumamoto Prefecture
- (2) Period of commission:  
From the day of contract through March 30,2007
- (3) Date and place to submit bidding proposal:  
Date:2:00 p.m.,September 12,2006
- (4) Postal deadline to submit bidding proposal:  
Bidding proposal must arrive no later than September 11,2006,5:00p.m.
- (5) Language and currency to be used for bidding:  
Language:Japanese  
Currency:Japanese currency only
- (6) Contact information:  
Accounting Division  
Treasury Bureau  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji,Kumamoto-shi  
Kumamoto-ken,Japan,862-8570  
Phone:096-383-1111 (Ext.5622) (direct dialing:096-333-2434)

## 熊本県森林地図情報システム構築事業委託 評価基準

	大項目	小項目	評価内容	評価区分	配点
1	1. 本業務に対する提案者の理解		本業務の開発方針を正しく理解し、その解釈と考え方、進め方等について県の考える方向性に相違ないかを評価する。	重要	50
小 計(本業務に対する提案者の理解)					50
2	2. 作業計画	(1) 作業項目と作業内容	本業務を遂行するために必要な作業項目と作業内容が網羅されているかを評価する。	最重要	100
3		(2) 責任分担	作業項目(内容)ごとに県との責任分担を適切に考えているかを評価する。	重要	50
4		(3) 作業スケジュール	作業項目ごとに、適切な日程で作業工程が立案されているかを評価する。	重要	50
5		(4) 品質確保策	各作業工程において、それぞれの成果品の品質を確保する方法について適切な対応を考えているかを評価する。	最重要	100
6		(5) 体制	受託者ならびに県体制について、実現性の観点から評価する。	重要	50
7		(6) 打合せ・報告	本業務で行おうとする打合せ・報告等について、適切な業務管理ができるかを評価する。	重要	50
小 計(作業計画)					400



熊本県森林地図情報システム構築事業委託 評価基準

	大項目	小項目	評価内容	評価区分	配点
8	3. 各種データの移行		現行システムが保有している各種データを新システムへ移行するに当たっての技術的方法及び作業内容を評価する。 (①OSがHP-UXであるシステムの開発を行った実績やOSがHP-UXであるシステムからWindowsへ移行を行った実績がある場合は記述すること。) (②キャディックスOHM形式データから汎用的なデータ形式への変換を行った実績がある場合は記述すること。)	最重要	100
	小		計(各種データの移行)		100
10	4. ライフサイクルコスト		稼働後5年間に見込まれる総費用を評価する。	最重要	100
	小		計(ライフサイクルコスト)		100
11	5. 統合型GIS(他システム)との連携の考え方		(将来導入された場合を想定して)統合型GISと本システムとの連携の考え方について評価する。	重要	50
	小		計(統合型GIS(他システム)との連携の考え方)		50
12	6. 受託者に関する事項		類似業務の受託実績について評価する。	重要	50
	小		計(受託者に関する事項)		50
	合		計		750

## 熊本県公告第 591 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 8 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 調達物品及び数量

味噌漉機 1 台

## (2) 調達物品の規格及び品質等

入札説明書のとおり

## (3) 納入期限

平成 18 年 9 月 29 日 (金)

## (4) 納入場所

菊池農業高校 (食品化学科)

## (5) 入札方法

ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札説明書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得 (昭和 39 年熊本県告示第 420 号) の規定を準用する。

ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

## 2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

## (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱 (平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。) による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

## (2) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

## (3) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

## (4) 5 の (3) 記載の入札の日時において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領 (平成 14 年熊本県告示第 811 号) による指名停止期間中でないこと。

## (5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を菊池農業高校に提出し、審査を受け、入札に参加する承認を受けたことを証明する書類を提出した者であること。

## 3 入札参加資格を得るための申請方法等

## (1) 申請の方法

2 の (1) に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3 の (2) の場所へ持参又は郵送 (書留郵便に限る。) により提出すること。

## (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課資格審査班 (県庁行政棟本館 2 階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096-333-2581 (ダイヤルイン)

## (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成 18 年 8 月 2 日 (水) から平成 18 年 8 月 18 日 (金) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

## (4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

## (5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成 19 年 9 月 30 日までとする。

## (6) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 19 年 7 月 2 日から平成 19 年 7 月 31 日まで行う。

## 4 契約条項を示す場所

熊本県出納局管理調達課契約班 (県庁行政棟本館 2 階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096-333-2580 (ダイヤルイン)

## 5 入札手続等

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成 18 年 8 月 2 日 (水) から平成 18 年 8 月 25 日 (金) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
イ 交付場所  
4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成 18 年 8 月 30 日 (水) 午前 10 時から  
イ 場所  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県出納局管理調達課分室 (県庁行政棟本館 2 階)
- (4) 入札書の提出方法  
5 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 18 年 8 月 29 日 (火) までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)  
なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、入札保証金免除申請書に添えて、平成 18 年 8 月 25 日 (金) までに 4 に記載する場所に提出すること。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札  
イ 委任状を提出しない代理人が行った入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理を行った者の入札  
ケ 二以上の意思表示を行った入札  
コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
設定しない。
- (6) 契約の締結  
ア 契約書作成の要否  
要  
イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。  
ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

**熊本県公告第 592 号**

県営赤北地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。  
平成 18 年 8 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県公告第 593 号**

熊本県自律移動支援プロジェクト推進委員会の会議を次のとおり開催する。  
平成 18 年 8 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開催日時  
平成 18 年 8 月 8 日（火）  
午後 3 時から午後 4 時 30 分まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺公園 28 番 51 号  
熊本テルサ 3 階 たい樹
- 3 議題  
(1) 熊本県自律移動支援プロジェクトの実施内容について
- 4 傍聴者の定員  
10 人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県総合政策局企画課特定政策推進室  
(電話 096-333-2015)

**登載依頼****熊本県障害者施策推進協議会公告第一号**

熊本県障害者施策推進協議会の会議を次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。  
平成 18 年 8 月 2 日

熊本県障害者施策推進協議会  
会長 赤 星 香世子

- 1 開催日時  
平成 18 年 8 月 24 日（木）  
午後 2 時から
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県庁 新館 2 階 多目的 AV 会議室
- 3 議題（予定）  
(1) くまもと障害者プランの進捗状況について  
(2) くまもと障害者プランの見直し及び都道府県障害福祉計画の策定に関する基本的な考え方について  
(3) その他
- 4 傍聴者の定員について  
20 人
- 5 傍聴手続について  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、係員の指示に従って、入室するものとする。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
 熊本県障害者施策推進協議会事務局（熊本県健康福祉部障害者支援総室総務・企画班）  
 （電話 096-333-2233）

**熊本県労働委員会告示第 3 号**

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 10 条の規定に基づくあっせん員候補者は、次のとおりである。

平成 18 年 8 月 2 日

熊本県労働委員会会長 竹 中 潮

氏 名	現 職
竹 中 潮	熊本県労働委員会会長 弁護士
衛 藤 二 男	熊本県労働委員会会長代理 弁護士
西 村 一 成	熊本県労働委員会公益委員
石 橋 洋	熊本県労働委員会公益委員 熊本大学大学院法曹養成研究科教授
徳 丸 ワカ子	熊本県労働委員会公益委員 社会保険労務士
甲 斐 孝 行	熊本県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会熊本県連合会事務局長
上米良 清	熊本県労働委員会労働者委員 新九州電力労働組合熊本支部執行委員長
浅 山 卓 司	熊本県労働委員会労働者委員 UIゼンセン同盟熊本県支部支部長
稲 田 富貴子	熊本県労働委員会労働者委員 自治労熊本県本部福祉ユニオン執行委員長
小 薄 義 昭	熊本県労働委員会労働者委員 本田技研労働組合熊本支部執行委員長
上 田 勝 利	熊本県労働委員会使用者委員 熊本県経営者協会専務理事
高 野 瑞 代	熊本県労働委員会使用者委員 特定医療法人高野会高野病院理事
西 田 進 一	熊本県労働委員会使用者委員 西田鉄工株式会社代表取締役社長
原 利 彦	熊本県労働委員会使用者委員 原精機産業株式会社代表取締役社長
岩 永 邦 子	熊本県労働委員会使用者委員 株式会社鶴屋百貨店取締役
高 木 庸	熊本県労働委員会事務局長
福 岡 耕 治	熊本県労働委員会事務局審査調整課長
井 手 義 隆	熊本県労働雇用総室長

**熊情管公告第 1593 号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 8 月 2 日

熊本県警察本部長 樋 口 眞 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称  
OA リーダー及び OA 業務開発要員研修委託
- (2) 委託業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり

- (3) 委託期間  
契約締結の日から平成 19 年 3 月 31 日まで。
- (4) 入札方法  
ア 入札金額は、OA リーダー及び OA 業務開発要員研修に要する費用とする。  
入札金額は、委託料の総額とする。  
イ 入札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。  
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。  
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目情報処理業務の取扱業種情報関連機器類の操作研修に登録された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 2 の (1) に掲げる入札参加資格を有する者で、4 に掲げる研修能力証明書を提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する研修能力証明通知書を提示した者であること。
- (3) 業者又は業者の役員等が暴力団関係者であるとき、又は暴力団関係者が実質的に経営に関与し、若しくは暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているときは、参加資格を認めない。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (6) 6 の (3) の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請方法  
2 の (1) に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の (2) の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-383-1111 内線 6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成 18 年 8 月 2 日（水）から平成 18 年 8 月 9 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 研修能力証明書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、次により研修能力証明書を提出し、審査を受けなければならない。
- (1) 提出期間  
平成 18 年 8 月 10 日（木）から平成 18 年 8 月 17 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所  
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法  
ア 5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。  
イ 研修能力証明書は、下記の書類を添付して提出すること。
- |   |     |
|---|-----|
| (ア) 講師のレベルを明記した書類<br>（講師の人数、資格、インストラクターとしての実績等）             | 1 部 |
| (イ) 研修会場を明記した書類   | 1 部 |
| (ウ) 研修機器等を明記した書類<br>（研修機器の名称及び台数等、ソフトウェアの名称、バージョン及びライセンス数等） | 1 部 |
| (エ) 研修料金表（参考価格）   | 1 部 |
| (オ) 実績（過去 2 年以内の本件と同程度の実績）                                  | 1 部 |

- (カ) テキスト一覧 1 部  
(テキスト名、出版社名、価格 (税込み又は税抜き))
- (キ) テキスト (後日返却する。) 各 1 部
- (4) 研修能力証明結果の通知  
研修能力証明の結果は、研修能力証明通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県警察本部警務部情報管理課情報企画係 (警察棟 9 階)  
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-381-0110 内線 2423
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成 18 年 8 月 2 日 (水) から平成 18 年 8 月 17 日 (木) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
イ 交付場所  
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成 18 年 8 月 25 日 (金) 午後 1 時 30 分から  
イ 場所  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県警察本部 OA 研修室 (警察棟 4 階)
- (4) 入札書の提出方法  
6 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 18 年 8 月 24 日 (木) までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。  
ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国 (公団を含む。) 又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札  
ケ 2 以上の意思表示をした入札  
コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の入札価格者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格  
無

- (6) 契約の締結  
 ア 契約書作成の要否  
 要  
 イ 契約の締結期限  
 落札者決定の日から 14 日以内とする。  
 ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
 落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金  
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（消費税込み）の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。  
 ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
 ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
 イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

正 誤
-----

平成 18 年 3 月 31 日付け熊本県公報号外第 22 号の 4 中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
9	37	第 28 条第 2 項第 1 号	第 28 条第 1 項
10	23	設計高 1 億円以上 5 億円未満	設計高 5,000 万円以上 5 億円未満
11	16	委託以外の委託	委託以外の委託の施行
17	49	第 6 条の 2 第 3 項を削る。	第 6 条の 2 第 2 項を削る。